
*
* 令和 3 年度 第 1 0 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和３年度 第１０回高梁市農業委員会総会会議録

- １． 令和４年１月１４日 午後 ３時００分 招集
- ２． 令和４年１月１４日 午後 ３時０１分 開会
- ３． 令和４年１月１４日 午後 ４時５１分 閉会
- ４． 会議の場所 高梁市役所 ３階大会議室
- ５． 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
１	深 本 文 雄	出	１１	小 野 貫 治	出	１	山 川 光 男	出
２	小 西 雅 己	〃	１２	瀬戸川 伸行	〃	２	中 村 進	〃
３	伊達 千鶴子	〃	１３	田 角 幸 正	〃	３	小見山 力信	〃
４	藤 本 久 也	〃	１４	小林 三十二	〃	４	石 田 義 雄	〃
５	中 曾 浩 徳	〃	１５	中 家 泰 雄	〃	５	平 松 伸 行	〃
６	岡 辰 登	欠	１６	清 水 健 治	〃	６	山 元 憲 民	欠
７	吉 岡 孝	出	１７	江 川 泰 司	〃	７	吉 家 仁	〃
８	前 崎 輝 之	〃	１８	土 岐 康 夫	〃			
９	西 村 匡 弘	遅	１９	金 子 時 典	〃			
１０	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記 書記	江 草 伸 介 三 宅 秀 生 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第43号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件	許 可
		第44号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件	許 可
		第45号	農地転用事業計画の変更承認申請について	1件	承 認
		第46号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	13件	決 定
		第48号	高粱農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第49号	有漢農業振興地域整備計画の変更について		適 当
		第50号	備中農業振興地域整備計画の変更について		適 当
8		署 名 委 員			
			3 番	伊 達 千鶴子	
			4 番	藤 本 久 也	
9		議 事 の 内 容			
		令和3年度 第10回高粱市農業委員会総会会議録			
		令和4年1月14日（金） 高粱市役所 3階大会議室			

議 長	本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 5 名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和 3 年度第 10 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。3 番伊達委員と 4 番藤本委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正と追加があるとのことなので事務局から説明します。
江草局長 議 長	－ 議案訂正及び追加朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。43 番について事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 43 号 43 番朗読説明 － 43 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親族関係で、もともと別の親族が管理していましたが出来なくなり、この度、譲受人が正式に管理者となるということです。申請農地は、田 2 筆 959㎡です。譲受人の通作距離は、40km 以内、耕作面積は 3,305㎡。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10a あたり 60 万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 5 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 瀬戸川委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地はたいへんきれいに管理されておりました。全く問題ないと考えておりますので、ご審議よろしくをお願いします。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。43 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、43 番については許可とすることに決定しました。 次に 44 番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第 43 号 44 番朗読説明 － 44 番は、譲受人が、譲渡人から贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田 1 筆 389㎡と畑 6 筆 3,223.89㎡の計 7 筆 3,612.89㎡です。譲受人の通作距離は 0.6km 以内、譲受人の耕作面積は 10,296㎡。家族 6 人中耕作人は 3 人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、1 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 深本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地については、耕作まではしていなかったがきれいに管理されておまして、全く問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４４番については許可とすることに決定しました。 次に４５番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４３号４５番朗読説明 － ４５番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は畑１筆１０４㎡です。譲受人の通作距離は２５ｍ以内、譲受人の耕作面積は６，１８５㎡。家族２人中耕作人は２人、対価は１０ａあたり９万６千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
藤本委員	対象農地は自宅前の土地であり、管理されておるものと見受けられました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４５番については許可とすることに決定しました。 次に４６番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４３号４６番朗読説明 － ４６番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆１，０２７㎡と畑４筆３９２㎡の計５筆１，４１９㎡です。譲受人の通作距離は、１．２ｋｍ以内、耕作面積はなし。家族２人中、耕作人は２人、対価は１０ａあたり２２万９千円です。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
藤本委員	この件につきましては、譲渡人の親戚にあたる譲受人が取得されるということであります。また農地が家の前なのできれいに管理されており、今後の管理についても問題ないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
江草局長	挙手全員ですので、４６番については許可とすることに決定しました。 次に４７番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４３号４７番朗読説明 － ４７番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親戚関係です。申請農地は、畑１筆１６５㎡です。譲受人の通作距離は、０ｋｍ以内、耕作面積は１，８７９㎡。家族１人中、耕作人は１人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地は譲受人の生家のすぐ前の土地であり、きれいに管理されておりましたので問題ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４７番については許可とすることに決定しました。 次に４８番について、事務局から説明をお願いします。 － 議案第４３号４８番朗読説明 －
江草局長	４８番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、田３筆４，０５２㎡と畑３筆３，６３９㎡の計６筆７，６９１㎡です。譲受人の通作距離は、２５ｋｍ以内、耕作面積はなし。家族３人中、耕作人は３人、対価は無償です。営農計画書の提出があります。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 中村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の状況についてですが、県道の脇にある田は農事組合法人がきれいに管理され耕作されております。山側の田や谷側の田には木が植えられておりました、畑についても木が植えられており山林のようになっておりました。家の周辺の農地はきれいに管理されておりました問題ないものと考えます。ご審議をお願いします。

江草局長 議 長	ただいまの報告についての補足ですが、山林になっていたところは今回、取下書の提出があったところになります。 現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４８番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４８番については許可とすることに決定しました。 次に４９番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４３号４９番朗読説明 － ４９番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆７５１㎡です。譲受人の通作距離は、０ｋｍ以内、耕作面積は６，１０５㎡。家族４人中、耕作人は４人、対価は１０ａあたり４６万６千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 清水委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の状況についてですが、昨年も田んぼは作られてきれいにされておりましたので、今年もきれいに管理されることと聞いております。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。４９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、４９番については許可とすることに決定しました。 次に５０番について、事務局から説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４３号５０番朗読説明 － ５０番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田２筆２，２１２㎡です。譲受人の通作距離は、１．４ｋｍ以内、耕作面積は１６，５０７㎡。家族４人中、耕作人は４人、対価は１０ａあたり５万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地の今現在の状況についてですが、ここ３年ほど作付けはしていないということで、若干茅が生えておりましたが、刈って作

議 長	付けをするという予定です。今後は周辺の農地と同様に作付けされていけば良いと考えます。ご審議よろしくお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。５０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、５０番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第４４号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので１３番および１４番について事務局から一括説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４４号１３番および１４番一括朗読説明 － １３番の転用者と、１４番の転用者が、申請農地を農地改良のため一時転用する案件です。申請農地は、田１筆１、５１７㎡と田１筆２３６㎡です。この農地の農地区分は、１３番は農振農用地、１４番は第３種農地となります。施設の概要は、農地改良で全体計画面積１、７５３㎡、盛り土の高さ１．８ｍ。資金については自己資金３０万円と３万円。一時転用期間はＲ４．３．１からＲ５．３．３１までになります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましてはなし。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件につきましては、先の１２月１０日の総会で許可を頂いているところと一緒の箇所で、農道を挟んで隣となります。周囲の関係も迷惑を与えるところはないと判断されます。ちなみに、前回の１２月１０日の総会で許可されたところは工事に着手しております。ご審議をお願いします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１３番および１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１３番および１４番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第４５号 農地転用事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。関連がありますので、議案第４５号３番と「議案第４６号 農地法第５条の規定による許可申請について」の３４番について事務局から一括説明をお願いします。
江草局長	－ 議案第４５号３番および議案第４６号３４番一括朗読説明 － 議案第４５号３番は、令和３年１１月２９日付け高市農委指令第２８号で許可した案件です。再生可能エネルギー発電事業計画の認定について、甲の地番で、経済産業省の許可を受けていたにも関わらず、誤って乙の地番で、農業委員会の許可を受けたものです。対象の畑を分筆登記した時に太陽光発電施設用地の地番を、畑として残す土地の地番と逆に振ってしまったため、このままでは売電できないことが発覚したということです。したがって、合筆し再度分筆を行い、太陽光発電施設用地の地番を乙から甲へ変更するというものです。

議 長 西村委員 江草局長 西村委員 江草局長 西村委員 小林委員 江草局長 田角委員 江草局長 小林委員 議 長	議案第４６号３４番は、議案第４５号の変更承認申請に伴う許可申請です。転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用するもの。申請農地は、田１筆１，３５３㎡と、畑１筆１，８８３㎡の計２筆３，２３６㎡で、この農地の農地区分は、第２種農地です。地図は、１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。 最初に太陽光の売電の許可が甲で出ていたものを変えることができない、生きるということか。 そうです。 転売も兼ねて行われるのか。 転売はされません。転用者は以前許可を受けた方のままです。 わかりました。 良く分からない。太陽光の売電の許可が甲の地番で出ていたということか。 そうです。 登記した時の錯誤による地番の振り方の間違いということですね。 そうなります。 つまり、事務処理の誤りということですね。わかりました。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。「議案第４５号 農地転用事業計画の変更承認申請について」の３番、「議案第４６号 農地法第５条の規定による許可申請について」の３４番について、承認および許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、議案第４５号３番と議案第４６号３４番について承認および許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第４７号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、一括で説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和４年１月２０日、２、利用権の設定を受ける者は１１名、３、利用権の設定をする者は１３名、４、利用権の設定をする件数は１３件、５、利用権設定面積は２６，４９９㎡となっています。６で各筆明細です。
議 長	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － 事務局から説明がありましたが、１番から９番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番から９番について採決をとります。１番から９番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１番から９番について決定しました。 ここで農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、中曽委員の退席を求めます。 （中曽委員退席）

議 長	それでは、１０番から１３番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１０番から１３番について採決をとります。１０番から１３番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１０番から１３番について決定しました。 中曾委員の着席を許可します。 （中曾委員着席）
議 長	続きまして、「議案第４８号 高梁農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。 － 議案第４８号朗読説明 －
藤代書記	議案第４８号 高梁農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。議案１５ページをご覧ください。農用地区域の編入１件、除外４件、計５件の申し出があります。 まず、農用地区域の編入について、ご説明いたします。 １番について説明します。今回１筆の申し出があり、編入される農地は中山間地域等直接支払制度の対象農地とするための編入の申し出です。内訳につきましては、田１筆２，０８７㎡となります。地図につきましては１８ページに掲載しています。 次に、農用地区域からの除外について今回４件の申し出があります。１６ページをご覧下さい。 ２番について説明します。変更理由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画をしています。申出地は、東側：畑、西側：公衆用道路、南側：公衆用道路、北側：畑に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑２筆２６．８２㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は墓地移設で、事業計画の時期は、令和４年４月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から５号の要件を満たし、特段問題ははありません。農地転用の確実性については、令和３年１２月２３日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。１９ページに位置図と公図、２０ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 ３番について説明します。転用事業者は市外のアパートに住んでいるが、家族が増え自宅が手狭になったため、実家周辺に自宅を建設することを計画しています。申出地は、東側：田、西側：田、南側：田、北側：公衆用道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田１筆５２３㎡です。土地の所有者と転用事業者は異なります。転用目的は一般住宅の新築で、事業計画の時期は、令和４年４月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から５号の要件を満たし、特段問題ははありません。農地転用の確実性については、令和３年１２月２３日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、建築基準法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。２１ページに位置図と公図、２２ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 ４番について説明します。転用事業者は対象農地の隣接地を借りて事務所や車庫等として利用しているが、手狭となったため、事務所等に移転し、駐車場の拡張を計画しています。申出地は、東側：宅地、西側：既存事務所、南側：田、北側：公衆用道路に

	隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田1筆499㎡です。土地の所有者と転用事業者は異なります。転用目的は事務所及び車庫の移設、駐車場の拡張で、事業計画の時期は、令和4年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年12月23日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。23ページに位置図と公図、24ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。 5番について説明します。転用事業者は林業を営んでいるが、自家用車、事業用車及び乗用草刈機の駐車スペースが足りず、自宅付近で駐車場及びコンテナ置き場の設置を計画しています。申出地は、東側：田、西側：田、南側：雑種地、北側：田に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、田1筆306㎡です。土地の所有者と転用事業者は異なります。転用目的は駐車場及びコンテナ置き場で、事業計画の時期は、令和4年5月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年12月23日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、特段ありません。以上が許可基準からみた検討結果です。25ページに位置図と公図、26ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。
議 長	事務局から説明がありましたが、発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	なしとの声がありました。「議案第48号 高粱農業振興地域整備計画の変更について」適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
藤代書記	挙手全員ですので、「議案第48号 高粱農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると答申することに決定しました。続きまして、「議案第49号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第49号朗読説明 －
	議案第49号 有漢農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案17ページをご覧ください。農用地区域の除外1件の申し出があります。
	1番について説明します。変更理由ですが、申請者の所有する墓地は、山の中にあり、付近の木などが生い茂り管理が困難となっていることに加え、高齢により、墓参りが困難となっているため、墓地を移設する計画をしています。申出地は、東側：雑種地、西側：畑、南側：雑種地、北側：雑種地に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはないと思われます。次に開発計画の概要ですが、畑1筆2,300㎡のうち190㎡です。土地の所有者と転用事業者は異なります。転用目的は墓地設置で、事業実施の時期は、令和4年5月です。農業投資実施状況は中山間地域直接支払交付金があるため、代表者の方と話し、交付金の返還について了承を得ています。計画変更上留意すべき事項については、農振法第13条第2項1号から5号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和3年12月23日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、墓地埋葬法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。27ページに位置図と公図、28ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。
議 長	事務局から説明がありましたが、発言をお願いします。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。「議案第４９号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、「議案第４９号 有漢農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると答申することに決定しました。続きまして、「議案第５０号 備中農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案第５０号朗読説明 － 議案第５０号 備中農業振興地域整備計画の変更について説明致します。議案１７ページ下段をご覧ください。農用地区域の除外１件の申し出があります。 １番について説明します。変更事由ですが、申請者は対象農地の隣地に自宅があるが、市外の姉が帰省することとなったため、新たに住居を建設する計画をしています。申出地は、東側：公衆用道路、西側：申請者自宅、南側：公衆用道路、北側：公衆用道路に隣接しており周囲の耕作や他の農業者の利用集積に支障を及ぼす恐れはない。次に開発計画の概要ですが、畑１筆３２１㎡です。転用事業者は、土地所有者と同じです。転用目的は一般住宅の新築で、事業計画の時期は、令和４年６月頃です。農業投資実施状況はありません。計画変更上留意すべき事項については、農振法第１３条第２項１号から５号の要件を満たし、特段問題はありません。農地転用の確実性については、令和３年１２月２３日に農林課、農業委員会事務局と現地を確認しております。また、他法令の許認可見込みについては、建築基準法は許認可見込みです。以上が許可基準からみた検討結果です。２９ページに位置図と公図、３０ページに土地利用計画図と現地写真を掲載しています。
議 長	事務局から説明がありましたが、発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり) なしとの声がありました。「議案第５０号 備中農業振興地域整備計画の変更について」適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員) 挙手全員ですので、「議案第５０号 備中農業振興地域整備計画の変更について」は適当であると答申することに決定しました。以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第１０回総会を閉会します。
令和４年１月１４日	
会 長 土 岐 康 夫	
３ 番 伊 達 千 鶴 子	
４ 番 藤 本 久 也	

